

北海道手をつなぐ育成会 げっぽう

第684号

昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円会費を含む)

●発行日—平成27年1月1日
●発行所—一般社団法人北海道手をつなぐ育成会
〒060-0002 札幌市中央区
北2条西7丁目かどる2・7(4F)
電話 011-251-0855
FAX 011-251-0804
Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp
●発行人—奈須野益

印刷所 (株)北海道機関紙印刷所

新しい年を迎えて



一般社団法人 北海道手をつなぐ育成会 会長 奈須野 益^{ゆたか}

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、“ご家族お揃いで新しい年を新たな飛躍の年に、の願いを込めてお迎えのこととお慶び申し上げます。

年末には総選挙が行われ、自民党安倍政権が圧倒的な強さを見せつけて大勝いたしました。今後の日本の進路がどのように変化してゆくのか、気になるところではありますが、障害福祉の分野では、各会派で党派を超えた協力が数多く見られたということもありましたので、今後もこのような形を期待したいものです。

さて、障害者虐待防止法施行から1年がすぎ、様々な課題が浮き上がってきたような気がいたします。施設内の実態が本当に明らかになっているのか、家族支援をどのように進めていくのか、法律の対象になっていない分野についてどうしていくのかなど、今後問題解決のための道筋を探っていく必要があります。

また、障害者差別解消法についても、来年4月の施行までよりよい内容でスタートできるように、私たちの声を届けていきたいものです。

私たちの運動の面では、北海道のなかに孤立した障がい者を作らないという意味も含めて、活性化の運動を進めてまいりました。北海道に限らず、全国的に会員の高齢化、新しい会員が増えない、という悩みがあります。

もし、その町に育成会がなくても必ず障がい者はいる、というのが現実です、育成会に課せられた責任には大きなものがあります。

一昨年から進められている活性化事業の中の特別研修会も成果を上げつつあります。研修会そのものの成功もありますが、それ以上に研修会を成功させるまでのプロセスが各育成会活動の活性化にとって大きな意味があると思います。

研修会成功のためのブロック内の連携が少しずつではありますが進んでまいりました。各地でブロック活性化のための会合が持たれはじめました。このちいさな活性化の芽を全道各地に広げようではありませんか。

最後に会員皆様のご健勝と、育成会活性化のうねりが全道に広がることを祈念いたしまして年頭のご挨拶にかえさせていただきます。



賀 正 平成27年元旦

会 長 奈須野 益
副会長 佐 藤 春 光
副会長 畑 中 三岐子
理 事 菊 池 洋 子
理 事 藤 井 美 雪
理 事 寺 田 保 徳
理 事 相 馬 ミエ子
理 事 福 原 正 二
理 事 工 藤 春 雄

理 事 石 田 文 子
理 事 斉 藤 フミ子
理 事 上 村 裕 子
理 事 加 藤 裕 子
理 事 山 本 賢 一
理 事 川 原 弘 嗣
理 事 三 浦 幸 三
理 事 藤 川 治 喜
理 事 初 山 聡 子

理 事 長谷川 まゆみ
理 事 白 鳥 幸
理 事 扇 尋 子
理 事 坂 田 明 久
理 事 橋 本 房 恵
監 事 佐々木 公 子
監 事 外 山 貞 雄

事務局職員一同

平成27年度会費負担額決まる

道育成会第3回理事会

道育成会の会費負担額は、平成23年度から25年度までの3年間、「人口割会費を100とした場合、人口割会費を70%、会員数会費を30%とした7・3の割合」を基準として算定され、平成26年度に見直す予定でしたが、昨年の理事会において、会員数割りとする等抜本的な会費算定基準とする必要があるが、そのためには中長期的な視点も必要という意見などがあり、平成26年度はこれまでの基準で算定し、各育成会の状況をアンケート調査することとしていました。

本年、各市町村育成会（親の会）における財政基盤に関する調査（アンケート）を行い、97育成会（親の会）の約半数の48育成会（親の会）から回答がありました。

その内容について、育成会活性化対策委員会及び理事会で協議され、各市町村育成会（親の会）における財政状況について、財源となる会費収入の占める割合及び関係市町村からの助成金について各市町村育成会（親の会）間で規模によってばらつきが著しいことなどや各育成会の実情において様々な課題が生じていること。から、会費改正については、無用な混乱をさけるためにも十分な議論を行ない、経過措置などを定め長いスパンで影響を考慮しつつ行う必要がある。として27年度の会費はこれまでの基準に基づき算出することとして、今後も育成会活性化対策委員会や理

事会で検討を行うこととしました。

【平成22年度決定の算定基準】

人口割会費は、各市町村育成会の会員数に関わらず、市町村人口により会費額を決めている。↓人口が多く、会員数が少ない育成会では負担増となり、退会の要因となっている。よって、人口割会費は維持しつつ、会員数にも配慮した会費の設定に見直した。

平成26年度日高管内知的障害者（児）福祉関係研修会開催しました

浦河町育成会 事務局長 奥村 桂祥

平成26年11月30日、浦河町において、平成26年度日高管内知的障害者（児）福祉関係研修会兼日高管内地域活性化ブロック研修会が行われました。

研修会の開始に当たり、浦河町の池田町長、北海道手をつなぐ育成会の奈須野会長よりご挨拶を頂きました。その後、障害を持つ参加者の方は、日高地区でダンス教室を主宰している新屋氏の指導の下、元気に楽しく体を動かし、気持ち良く汗を流すことができました。研修ではまず始めに日高振興局の矢野氏より「障がい者支援制度の概要」について行政説明がありました。障がい者に対するサービスや制度について具体的に分かり易く説明して頂き、理解を深めることができました。次に「支援事例から学ぶ発達障害児者支援」というテーマで発達障害者支援センターあお

いそらの片山氏の講演がありました。発達障害を持つ方の特性や周囲のサポート方法等について、実践してこられた内容も交えながらお話を頂きました。周囲の環境が整っていれば発達障害を持つ方々の毎日の生活が充実し、自分の能力を発揮できる可能性が高まるということ、障害に対する周囲の理解を深めていくことの大切さを強く感じました。

最後に奈須野会長から育成会の現状と課題についてお話を頂きました。会員の減少や活動の停滞についての対策として、まず気軽に集まって話ができるような場所作りを大切に、少しずつ活動を広げていく必要があるのではないかとということが提起され、研修会参加者が今後の育成会活動の活性化に向けて



開会で池田浦河町長からご挨拶を頂く

考えるきっかけとなりました。

研修会には50名を超える方が参加され、それぞれが実りのある時間を過ごすことができました。

■厚生労働省

「障害保健福祉関係主管課長会議」 開催される

11月4日(火)、都道府県、指定都市、中核市の福祉関係部局の担当者等が集まり、厚生労働省「障害保健福祉関係主管課長会議」が開催され、平成27年度障害保健福祉部概算要求の概要など平成27年度からの施行が予定されている22事項についての各種施策の説明がなされました。

以下のURLに資料が掲載されていますので、詳細はこちらでご確認ください。

「厚生労働省」ホーム▼政策について▼分野別の政策一覧▼福祉・介護▼障害者福祉▼障害保健福祉関係会議資料について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaigi_shiryou/index.html

※「1 平成26年11月4日実施・主管課長会議資料」

会議の内容について抜粋して掲載します。

【地域生活支援拠点等の整備について】

平成24年度に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策

を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附帯決議において、『障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援の在り方について、早急に検討を行うこと』とされており、その拠点等の整備にあたっては、各市町村において、協議会等の場も活用し、各地域の状況を把握した上で整備の在り方を検討していただくとともに、各都道府県においては、各市町村を包括する広域的な見地から、必要な支援をお願いしたいとの説明がありました。なお、平成27年度予算概算要求の中に、地域生活支援拠点のモデル事業が盛り込まれています。

「ともに生きる」

社会の実現をめざして

札幌市手をつなぐ育成会セミナー

札幌市手をつなぐ育成会では、例年行っているセミナーを次のとおり開催します。

道育成会が後援しており、多数の方の参加をお願いします。

日時 平成27年3月15日(日)10時～15時
場所 北方圏学術情報センター(札幌市中
央区南1条西22丁目1-1)
講師 吉川かおり氏(明星大学教授)
齋藤卓弥氏(北海道大学特任教授)

参加費 無料(育成会関係者)

500円(一般)

申込先 札幌市手をつなぐ育成会

TEL 011-738-2221
FAX 011-738-2228

公開講座のお知らせ

自閉症援助技術研究会では、藤女子大学QOL研究所との共催で公開講座を開催します。

日時 平成27年2月7日(土)14時～16時
場所 藤女子大学花川キャンパス
273・274号室

内容 『発達障がい診断する医師としての
の気概』医師はどうやって診断に向
き合うのか』

講師 秋田県発達障害者支援センター
ふきのとう秋田

センター長 室岡守 氏

参加費 500円(石狩市手をつなぐ育成会
等)
1,000円(一般)

申込先 札幌市自閉症・発達障がい支援セン
ターおがる

TEL 011-790-1616
FAX 011-790-1604

今後の予定

8月8日(土) 第60回北海道手をつなぐ育成会
全道大会・北広島大会
9日(日) 於…北広島市芸術文化ホール他

AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心を
お届けします

2007年4月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

AIUの普通傷害保険 (2013年7月現在の内容です。)

(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

病気やケガまたはその検査のため入院したとき (保険期間中に開始した入院の4日目から30日限度)

入院給付金 (付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金)

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき (国内外補償)

個人賠償責任保険金: 1事故1億円限度 (自己負担金額なし)

ケガをしたとき

死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金

地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき

葬祭費用保険金

お問合せ先) 株式会社ジェイアイシー北海道支店
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目
8-2 SRビル4F
TEL: 011-221-7009 FAX: 011-221-1704
http://www.jicgroup.co.jp

引受保険会社 AIU 損害保険株式会社札幌支店
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目
1-2 アーバンネット 札幌ビル 4階
受付時間: 午前9時~午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内
TEL: 011-251-0855 FAX: 011-251-0804
(A-000410 2014-06)

病気・ケガの入院

個人賠償補償

被害事故の解決

障がいのあるご本人と、そのご家族・施設従事者のための総合保険です。

ぜんちの

あんしん保険

平成25年料率改定

少額短期健康総合保険 (無告知型) 2012年創設

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必ず「パンフレット」
「重要事項説明書」をご確認ください。

保障内容 (A-1プランの場合 年間保険料 17,000円)

死亡保険金	10万円	法律相談費用	5万円 までの実費
特定重度障害保険金	10万円	弁護士委任費用	100万円 までの実費
入院保険金	1日につき 8,000円 ※2	接見費用	1万円
入院一時金	10,000円	個人賠償責任保険金	1,000万円 までの補償限度額
傷害通院保険金	1日につき 1,000円 ※1	※1: 一回の入院または一回の通院につき、30日限度。 ※2: てんかんによる入院の場合は一日につき4,000円となります。	

詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願いいたします。

○取扱代理店

有限会社 オフィスブレイン

TEL 011-207-2522

〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地
札幌セントラルビル2F

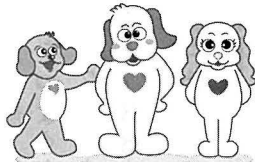
○引受保険会社

ぜんち共済株式会社

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-8
岩本町シティプラザビル 5F

知的障がい者専用補償制度

♡ アイ・ライフ
ILIFE



病気に対する補償が新しい!!

- ① すべてのケガおよび病気による死亡 (葬祭費用) を補償
- ② すべてのケガおよび病気による入院を補償
- ③ さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」「傷害治療費」が入院保障とは別件で補償されます。
- ④ 入院した場合は、1日目より補償 (180日限度)
- ⑤ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

アイ・ライフ 補償内容

病気	死亡 (葬祭費用) …… 100万円
	入院 (180日限度) …… 10,000円
ケガ	死亡 (葬祭費用) …… 100万円
	入院 (180日限度) …… 12,000円
	通院 (90日限度) …… 1,000円
	傷害治療費 (実費) …… 50万円
	手術費用 …… 2・4・8万円 (本会規約別表1参照)
第三者賠償者	第三者賠償 …… 5,000万円 (免責なし)

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが **アイ・ライフ** です。

お問い合わせ先
制度補償会



障害者補償会

〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当: 石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。

フリーダイヤル **0120-185-001**